

友 愛

99

— 令和4年 —
1月号

— 主 な 内 容 —

- P 1 ……令和3年度鹿部町ボランティア連絡協議会ボランティア講座開催
P 2 ……新年のご挨拶他
P 3 ……日常生活自立支援事業について
P 4、5 ……生活福祉資金貸付制度について他
P 6 ……「ひとり暮らし高齢者お楽しみ会」と「高齢者夫婦世帯ふれあいの集い」の中止について他

●令和3年度鹿部町ボランティア 連絡協議会ボランティア講座開催

12月6日（月）、鹿部町総合体育館において令和3年度鹿部町ボランティア連絡協議会ボランティア講座を鹿部町赤十字奉仕団と共催で開催し、24名が参加致しました。今回は、講師に鹿部消防署職員をお招きし、AEDなどを使用した救急講習会と題して、機具の操作方法等を研修致しております。



発行：社会福祉法人 鹿部町社会福祉協議会

〒041-1403 鹿部町字宮浜210番地6(鹿部町宮浜児童館)
TEL 01372-7-2135 FAX 01372-7-2138

新年のご挨拶

社会福祉法人鹿部町社会福祉協議会 会長 松本 善一



新年明けましておめでとうございます。町民の皆様におかれましては、ご健勝にて新春をお迎えのこととお喜び申し上げます。

また、日頃から鹿部町社会福祉協議会事業に対しまして、格別なご理解とご協力を賜わり、衷心より厚くお礼申し上げます。

一昨年から流行り始めました新型コロナウイルスは、昨年も猛威を振るい続け、現在は一時に比べますとかなり感染者数は減少したものの、新たな変異株も発見されており、予断を許さない状況は続いております。

当社協事業も昨年は結果的に多くの事業が中止となりましたが、それでも全て中止だった一昨年とは違い、このような状況下でも町民の皆さんが安心安全に参加出来る内容を検討し、感染状況に配慮しつつ、人数制限や分割開催等、最大限出来ることに挑戦した一年になりました。

今年は早々に3回目のワクチン接種も本格化する見通しです。コロナウイルスの終息までもう少しの我慢、マスクを外して社協事業で交流出来る日を楽しみに願いつつ、町民の皆様のご健勝・ご多幸を心からご祈念申上げ、新年のご挨拶と致します。

●雪かきボランティアの登録者とサービス利用者募集について

鹿部町生活支援体制整備事業の高齢者支援（生活支援サービス）の1つとして実施中の雪かきについて、活動するボランティアの募集を致しております。希望の方は鹿部町社協までご連絡下さい（ボランティア登録とボランティア保険の加入が必要になります）。

併せて、雪かきのサービスを受けたい方も募集致しております。町内に住民登録されている75歳以上の独居世帯・高齢者夫婦世帯（どちらか一方が75歳以上）の方が対象です。

記

- ・活動期間 令和3年12月1日～令和4年3月31日まで
- ・応募条件 高校生以上（未成年の方は保護者の同意が必要です）
- ・作業内容 日常生活路確保の為に玄関から道路までの雪かき
- ・活動時間 午前9時から午後3時
- ・活動の目安 積雪10cm以上、町の道路除雪が出動した場合など
- ・利用料金 登録ボランティア1名につき、30分まで200円、60分まで400円、90分（上限）まで600円



●日常生活自立支援事業について

日常生活自立支援事業は、高齢や障がい（知的障がい/精神障がい）により日常生活の判断能力に不安があり、在宅で生活している方、在宅で生活する予定の方に、生活支援員が福祉サービスの利用手続きや生活費の管理、年金証書などの大切な書類の預かりなどのお手伝いをしています。

○日常生活自立支援事業の援助内容を理解できることが必要です。

- ・本事業は、『契約』に基づきサービスが提供されるため、契約能力（具体的な援助内容の理解力）が必要です。
- ・判断能力が低下してきて契約能力がない場合は本人と実施主体による契約はできません。成年後見人等が選任されている場合は、本人の契約能力や本事業による支援の必要性について審査が必要となります。

○医師による認知症の診断や、療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の有無は問いません。

- ・「日常生活上の判断に不安を感じている方」とは、高齢や障がいにより、福祉サービスの利用手続きに不安のある方、生活費の管理が一人では難しいと思う方などです。
- ・主に認知症の症状のある（物忘れを含む）高齢者、知的障がいや精神障がいをお持ちの方を対象としていますが、医師による認知症の診断や、療育手帳および精神障害者保健福祉手帳の有無にかかわらず利用できます。

○「在宅で生活している方」「在宅で生活する予定の方」が対象です。

- ・現在、施設入所や病院に入院されている方でも、退所や退院の見込みがあり、近い将来在宅で生活する予定の方は、対象となります。
- ・在宅で生活していて、日常生活自立支援事業を利用していた方が、施設入所や病院に入院した場合は、生活が安定するまでの期間、可能な範囲でサービスを利用することができます。

サービス内容

1. 福祉サービスの利用援助（基本事業）

- ①福祉サービスを利用、または利用をやめるために必要な手続き
- ②福祉サービスの利用料を支払う手続き
- ③福祉サービスについての苦情解決制度を利用する手続き

2. 日常的金銭管理サービス（オプション）

- ①年金や福祉手当などの受領に必要な手続き
- ②税金や社会保険料、医療費や公共料金を支払う手続き
- ③日常的な生活費の払戻し、預け入れなどの手続き

3. 書類等の預かりサービス（オプション）

金融機関の貸金庫に大切な書類等をお預かり致します。お預かりできる物は、原則としてご本人名義のみの①預貯金通帳、②年金証書、③権利証、④契約書類、⑤保険証書、⑥印鑑に限ります。

※利用料金は、1回（1時間程度）1,200円と生活支援員の交通費、貸金庫利用の場合の利用料が実費負担になります。

ご利用に関するご相談は、社協までご連絡下さい（相談は無料、月曜日～金曜日の9：00～12：00、13：00～17：00【祝日・年末年始を除く】）。

●生活福祉資金貸付制度について

「生活福祉資金貸付制度」は、他の貸付制度が利用できない低所得者世帯や障がい者、高齢者世帯に対し、資金の貸付と必要な相談・支援により、経済的自立と生活の安定を目指すことを目的としております。資金の種類は以下のとおりです（※必要な経費により種類が異なります）。

1. 総合支援資金

- ①生活支援費：生活再建までの間に必要な生活費用
- ②住宅入居費：敷金・礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用
- ③一時生活再建費：生活を再建する為に一時的に必要なかつ日常生活費で賄うことが困難な費用

2－1. 福祉資金（福祉費）

- ①生業を営むために必要な経費
- ②技能習得に必要な経費及びその期間の生計を維持するために必要な経費
- ③住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費
- ④福祉用具等の購入に必要な経費
- ⑤障害者用自動車の購入に必要な経費
- ⑥中国残留邦人等にかかる国民年金保険料の追納に必要な経費
- ⑦負傷又は疾病の療養に必要な経費（健康保険の例による医療費の自己負担額のほか、移送経費等、療養に付随して要する経費を含む。）及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費
- ⑧介護サービス、障害者サービス等を受けるのに必要な経費（介護保険料を含む）及びその期間中の生計を維持するために必要な経費
- ⑨災害を受けたことにより臨時に必要な経費
- ⑩冠婚葬祭に必要な経費
- ⑪住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費
- ⑫就職、技能習得等の支度に必要な経費
- ⑬その他日常生活上一時的に必要な経費

2－2. 福祉資金（緊急小口資金）

- ①緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸し付ける少額の資金

3－1. 教育支援資金（就学支度費）

- ①学校教育法に定める学校（高校/高専/短大/大学及び専修学校）に入学する際に必要な経費

3-2. 教育支援資金（教育支援費）

- ①学校教育法に定める学校（高校/高専/短大/大学及び専修学校）に入学する、または、在学している場合に必要な経費

4. 不動産担保型生活資金

- ①不動産担保型生活資金は、高齢者世帯を対象に、今お住まいの居住用不動産を担保に、将来にわたり住居に住み続けるための生活資金をお貸しするものです。

5. 要保護世帯向け不動産担保型生活資金

- ①要保護世帯向け不動産担保型生活資金は、現に生活保護を受給されている高齢者世帯、または要保護の高齢者世帯を対象に、今お住まいの居住用不動産を担保に、将来にわたり住居に住み続けるための生活資金をお貸しするものです。

※緊急小口資金【特例貸付】・総合支援資金【特例貸付】の申請期間について

新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業で生活資金のお困りの方に対して実施致しておりました、総合支援資金【特例貸付】の再貸付につきましては、令和3年12月31日（消印有効）をもって申請期間が終了となります。尚、緊急小口資金【特例貸付】と総合支援資金【特例貸付】の初回貸付は、申請期間が令和4年3月31日までとなっております。



●小地域福祉活動情報

鹿部町社協では、地域（町内会）が主体となって地域課題に取り組む小地域福祉活動を推進しており、現在、鹿部第2町内会が活動を実践しております。

9月19日（日）、敬老の日にちなみ、町内会区域に住む独り暮らし高齢者と高齢者夫婦世帯への訪問活動を行っております。

鹿部町社協では、この小地域福祉活動に関するアドバイスや実践協力を致しておりますので、興味のある町内会はご連絡下さい。



●「ひとり暮らし高齢者お楽しみ会」と「高齢者夫婦世帯ふれあいの集い」の中止について

鹿部町社協が例年実施致しております標記2事業につきましては、昨年度に続き中止となります。

今年度は内容や時期を変更して実施を模索して参りましたが、感染状況や参加される皆様の安全を鑑みた結果です。楽しみにされていた皆様には申し訳ございませんが、ご理解の程宜しくお願い致します。

●令和3年度安否確認お食事サービス実施

令和3年度の安否確認お食事サービス（町内在住の70歳以上のひとり暮らしの方対象、10月～翌年3月まで毎月1回【第4木曜日】実施）が10月28日（木）から開始致しました。今年度は48名の方々にお申込み頂き、安否確認を兼ねて利用者のご自宅まで毎月異なるごはんメニューをお届け致しております。配達には、鹿部町社協の職員の他、町内のボランティア（介護支援サポーターささえ隊）の皆さんにご協力頂いております。



●アンケートへのご協力ありがとうございました

昨年9月から11月にかけて実施致しました鹿部町地域福祉実践計画策定のための住民意識アンケートについて、沢山の方にご協力頂きまして心から御礼申し上げます。皆様から頂戴致しました貴重なご意見は、地域福祉実践計画策定にお役立てさせていただきます。

●鹿部町社協事業活動（令和3年9月11日～令和3年12月10日）

10／1	令和3年度赤い羽根共同募金開始 広報配布	鹿部町内 鹿部町内
10／28	安否確認お食事サービス開始（全6回）	鹿部町内
11／19	令和3年度第3回理事会	宮浜児童館
12／8	渡島地区社協会長・事務局長会議	七飯町